

第4期東伊豆町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和3年3月

東伊豆町・東伊豆町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 東伊豆町の地域福祉を取り巻く現状	5
1 統計データからみられる現状	5
2 アンケート調査結果	9
3 ヒアリング調査結果	18
4 第3期地域福祉計画の評価	20
第3章 基本的な考え方	22
1 計画の基本理念	22
2 基本目標	23
3 施策の体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 地域福祉を推進するための基盤をつくる	26
基本目標2 身近な地域のふれあい・支え合いを支援する	29
基本目標3 安全・安心な生活環境を確保する	33
基本目標4 福祉サービス等の充実に向けた取り組みを推進する	37
第5章 東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画	43
1 成年後見制度利用促進基本計画について	43
2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等	43
第6章 計画の推進	46
1 計画の推進体制	46
2 計画の進行管理	47

資料編..... 49

1	計画の策定経過	49
2	東伊豆町地域福祉計画策定委員会設置要綱	50
3	東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	51
4	東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	52
5	用語解説	53



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者等の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、晩婚・晩産化によるダブルケアといった複合的課題、団塊の世代全員が後期高齢期を迎えることによる既存の福祉制度が届きにくい「制度の狭間」の課題、児童や高齢者に対する虐待等の問題も発生しています。

東伊豆町においても、少子高齢化・人口減少が続いており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互関係をつくっていくことが必要となっています。

国においても、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていく方向性が示されています。

(2) 法律等の動向

国は、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法を改正（平成25年6月）し、自治体に対して、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者名簿の登録とともに、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制強化を求めています。また、介護保険法の改正（平成27年4月施行）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の

拡充を図ること、そして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）（平成28年4月施行）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的としています。

平成28年3月に社会福祉法の一部を改正し、地域福祉計画策定に際しては、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、包括的な支援体制の整備に係る事項についても盛り込むことを求めています。これらを踏まえ、国は、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉の推進においては、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参画を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを求めています。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月）により、社会福祉法の一部を改正（平成30年4月施行）し、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる地域福祉計画は、その他の福祉分野の計画の「上位計画」として位置付け、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載することが求められました。

地域福祉計画は、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

(3) 計画の策定の趣旨

東伊豆町においては、平成28年3月に「第3期東伊豆町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。東伊豆町地域福祉計画は、計画期間が令和2年度に終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、本町における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し、適切に対応していくため、東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

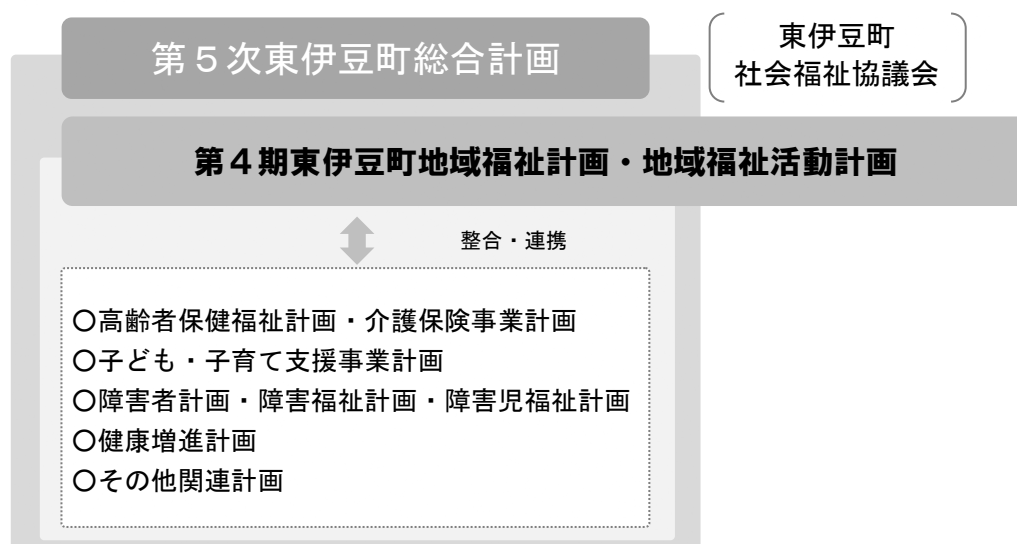
地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職などの関係機関、町民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職などが相互に協力して策定する民間による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

本計画は、東伊豆町が策定する地域福祉計画と東伊豆町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定します。

地域福祉計画は第5次東伊豆町総合計画を上位計画とし、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、その他関連計画と整合を図り、町の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

〔 東伊豆町 〕



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。また、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第3期計画					第4期計画				

4 計画の策定体制

(1) 東伊豆町地域福祉計画策定委員会・ 東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、東伊豆町地域福祉計画策定委員会、東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、地域福祉の実情、本計画の方向性などの意見をいただきました。

(2) 第4期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に係る 町民アンケート調査

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、18歳以上の住民1,000人に対し、アンケート調査を実施しました。

(3) 「第4期東伊豆町地域福祉計画・東伊豆町地域福祉活動計画」 に向けたヒアリング調査

本計画を策定するにあたり、地域で活動する関係団体等に書面によるヒアリング調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

町ホームページなどを通じて、令和3年2月25日から3月5日まで、パブリックコメントを実施し、町民の意見を募集しました。

第2章 東伊豆町の地域福祉を取り巻く現状

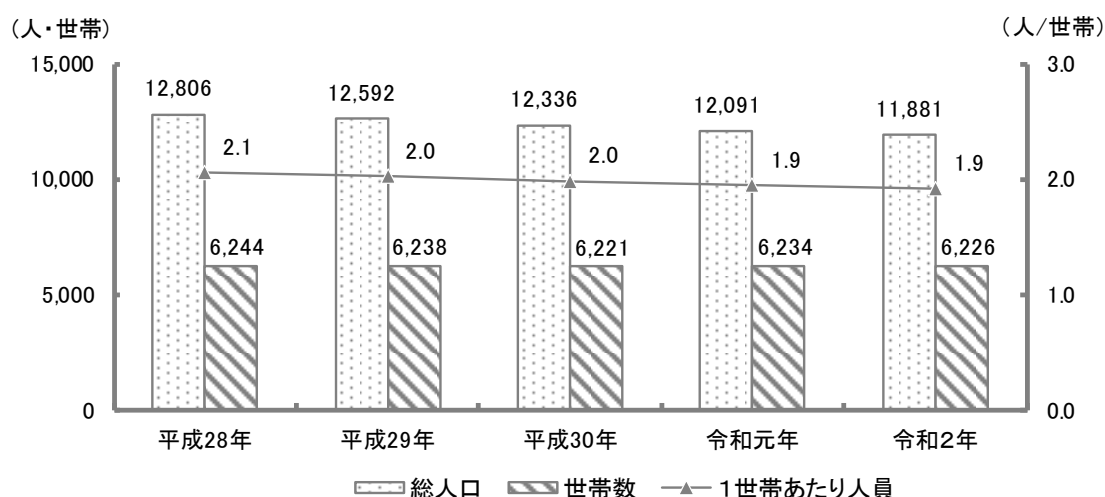
1 統計データからみられる現状

(1) 総人口・世帯数の推移

本町の総人口・世帯数の推移をみると、総人口は減少しており、令和2年10月1日現在で11,881人となっています。世帯数は令和元年で増加したものの、減少傾向で推移しており、令和2年で6,226世帯となっています。

また、1世帯あたり人員は減少しており、令和2年で1.9人となっています。

総人口・世帯数の推移

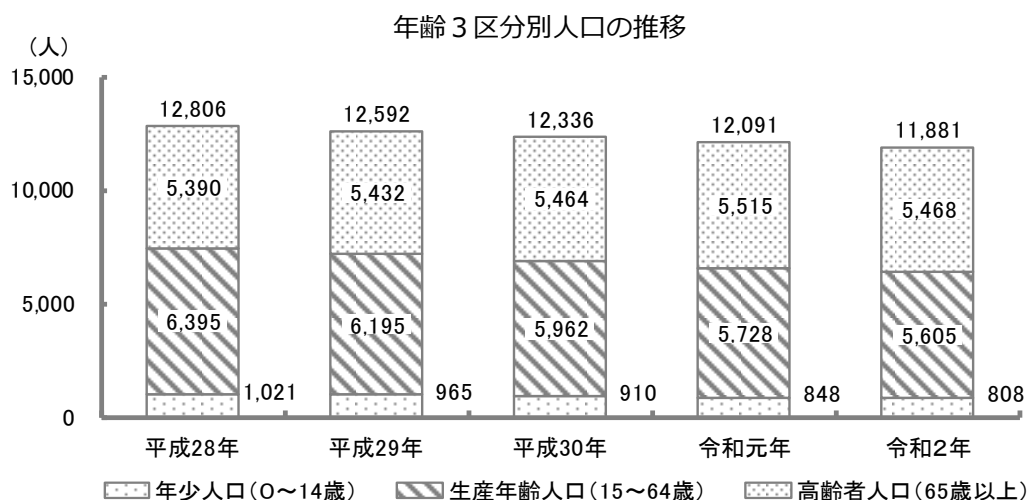


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口の推移をみると、全体では減少しており、令和2年で11,881人となっています。

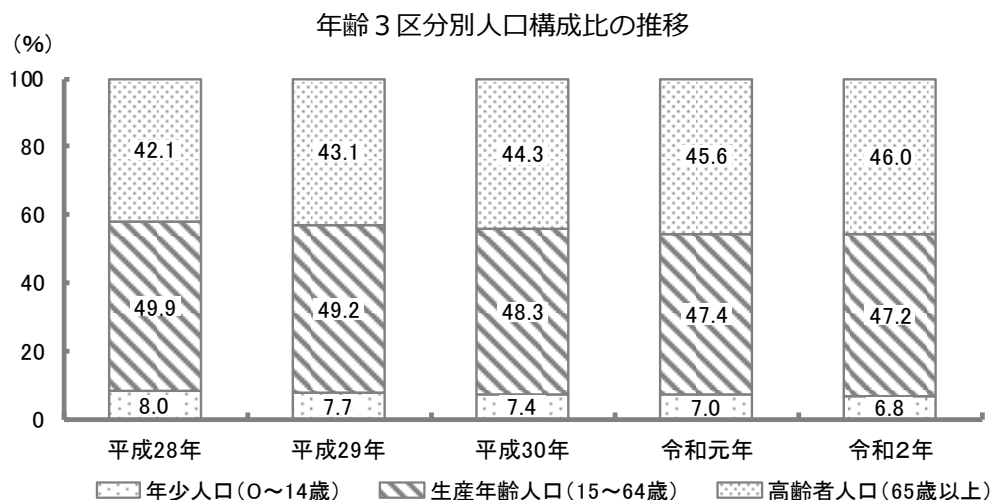
区分別でみると、令和2年で年少人口（0～14歳）は808人、生産年齢人口（15～64歳）は5,605人となっています。また、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっていました。令和2年に減少し、5,468人となっています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(3) 年齢3区分別人口構成比の推移

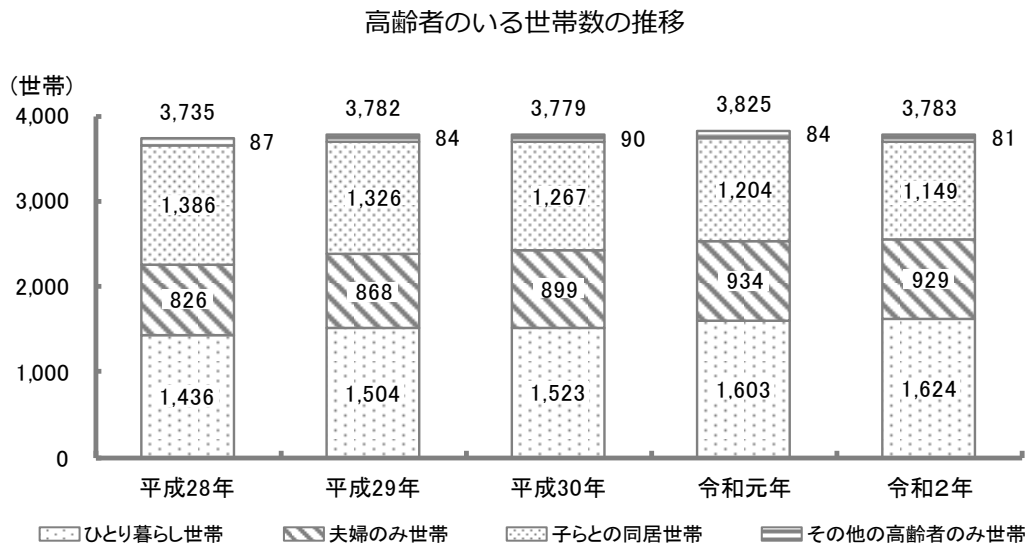
年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は年々減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）の割合は年々増加しており、令和2年で46.0%となっています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

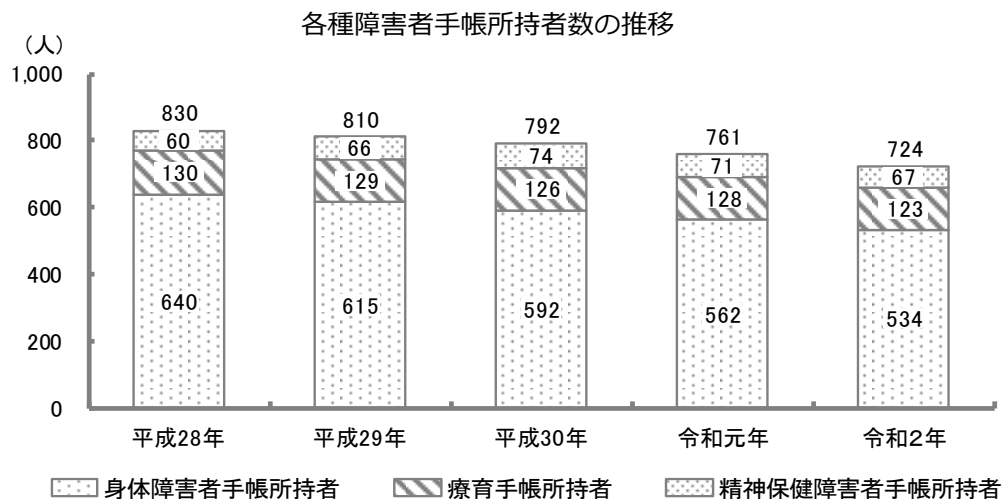
(4) 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯数の推移をみると、令和2年でひとり暮らし世帯が1,624世帯と最も多く、次いで子らとの同居世帯が1,149世帯、夫婦のみ世帯が929世帯となっています。また、ひとり暮らし世帯と夫婦のみ世帯は年々増加しており、子らとの同居世帯は年々減少しています。



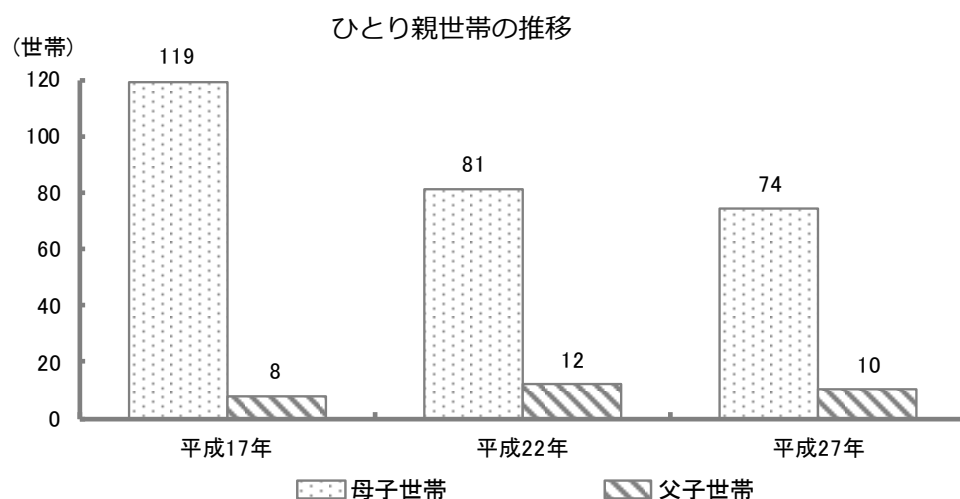
(5) 各種障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳交付数は全体では年々減少しており、令和2年で724人となっています。身体障害者手帳交付数は年々減少しており、令和2年で534人となっています。療育手帳交付数は減少傾向にあり、令和2年で123人となっています。精神障害者保健福祉手帳交付数は増減しており、令和2年で67人となっています。



(6) ひとり親世帯の推移

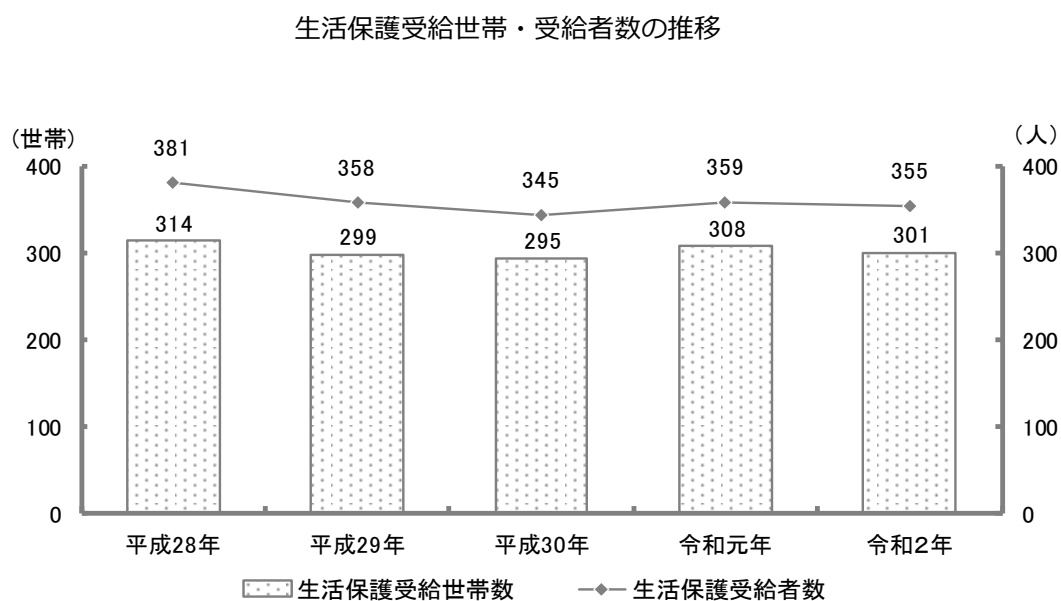
ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯数は年々減少しており、平成27年で74世帯となっています。父子世帯は横ばいとなっており、平成27年で10世帯となっています。



資料：国勢調査

(7) 生活保護受給世帯・受給者数の推移

生活保護の受給状況をみると、受給世帯は減少傾向にあり、令和2年で301世帯となっています。また、受給者数も減少傾向にあり、令和2年で355人となっています。



資料：住民福祉課

2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

調査対象 東伊豆町在住の18歳以上を無作為抽出

調査期間 令和2年8月21日から令和2年9月7日

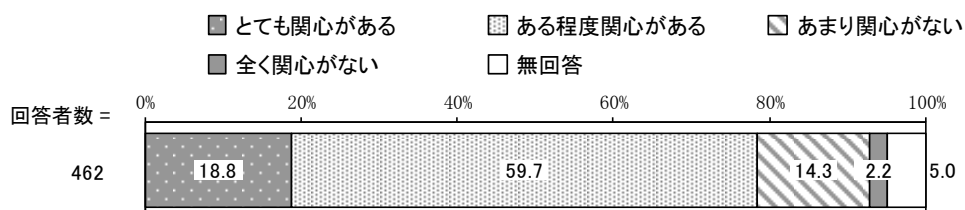
調査方法 郵送による配布・回収

回収状況 配布数 1,000 通 回収件数 462 通（回収率 46.2%）

(2) 調査結果

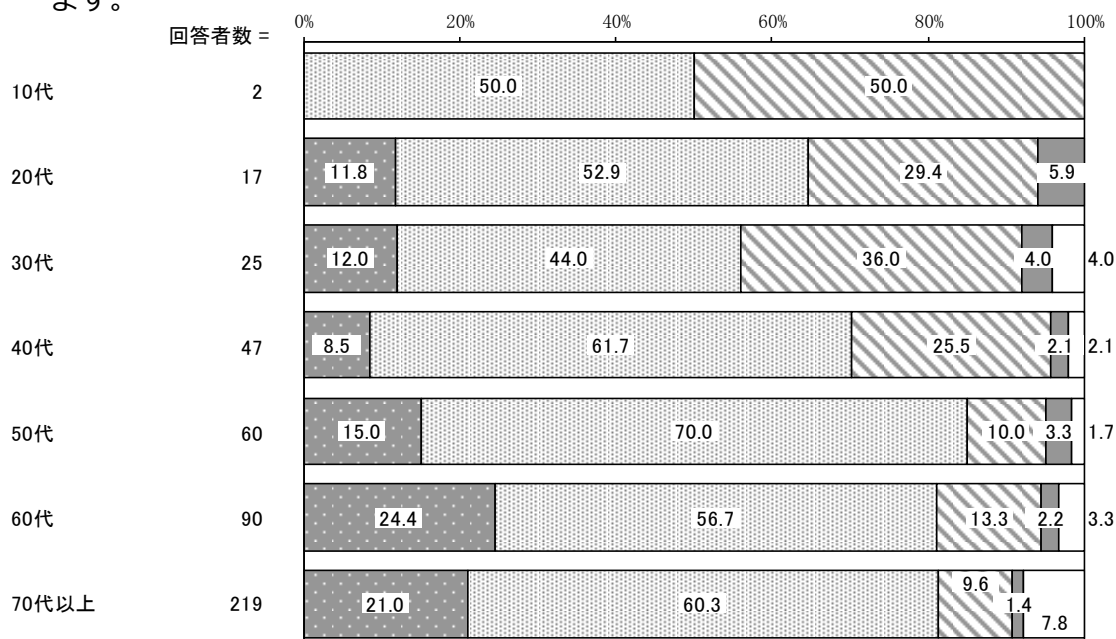
① 福祉への関心について

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた「関心がある」の割合が78.5%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」を合わせた「関心がない」の割合が16.5%となっています。



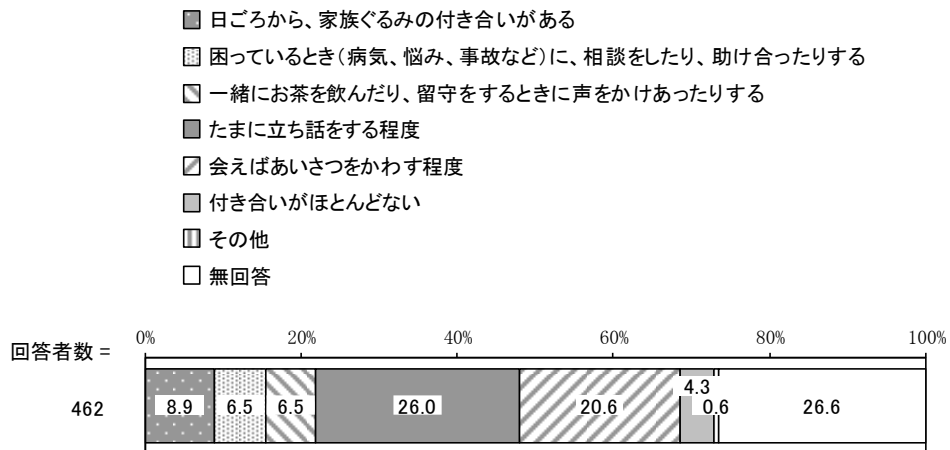
【年代別】

年代別でみると、他に比べ、50代で「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた「関心がある」の割合が高くなっています。また、他に比べ、30代で「あまり関心がない」と「全く関心がない」を合わせた「関心がない」の割合が高くなっています。



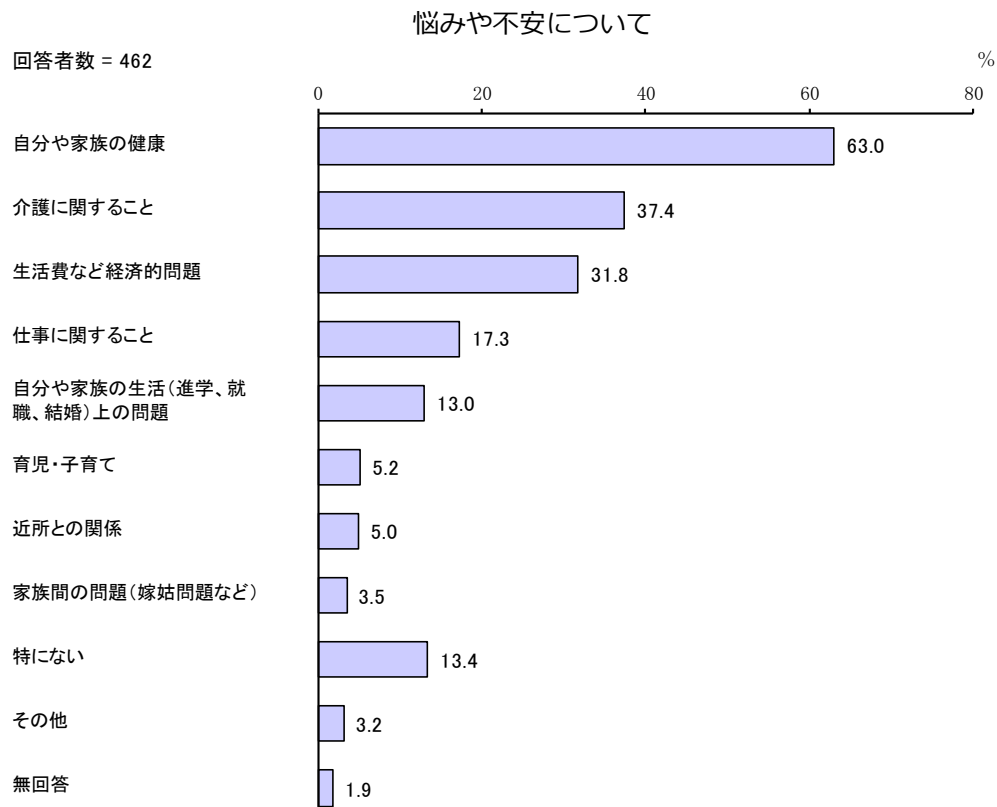
② 近所付き合いについて

「たまに立ち話をする程度」の割合が26.0%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」の割合が20.6%となっています。



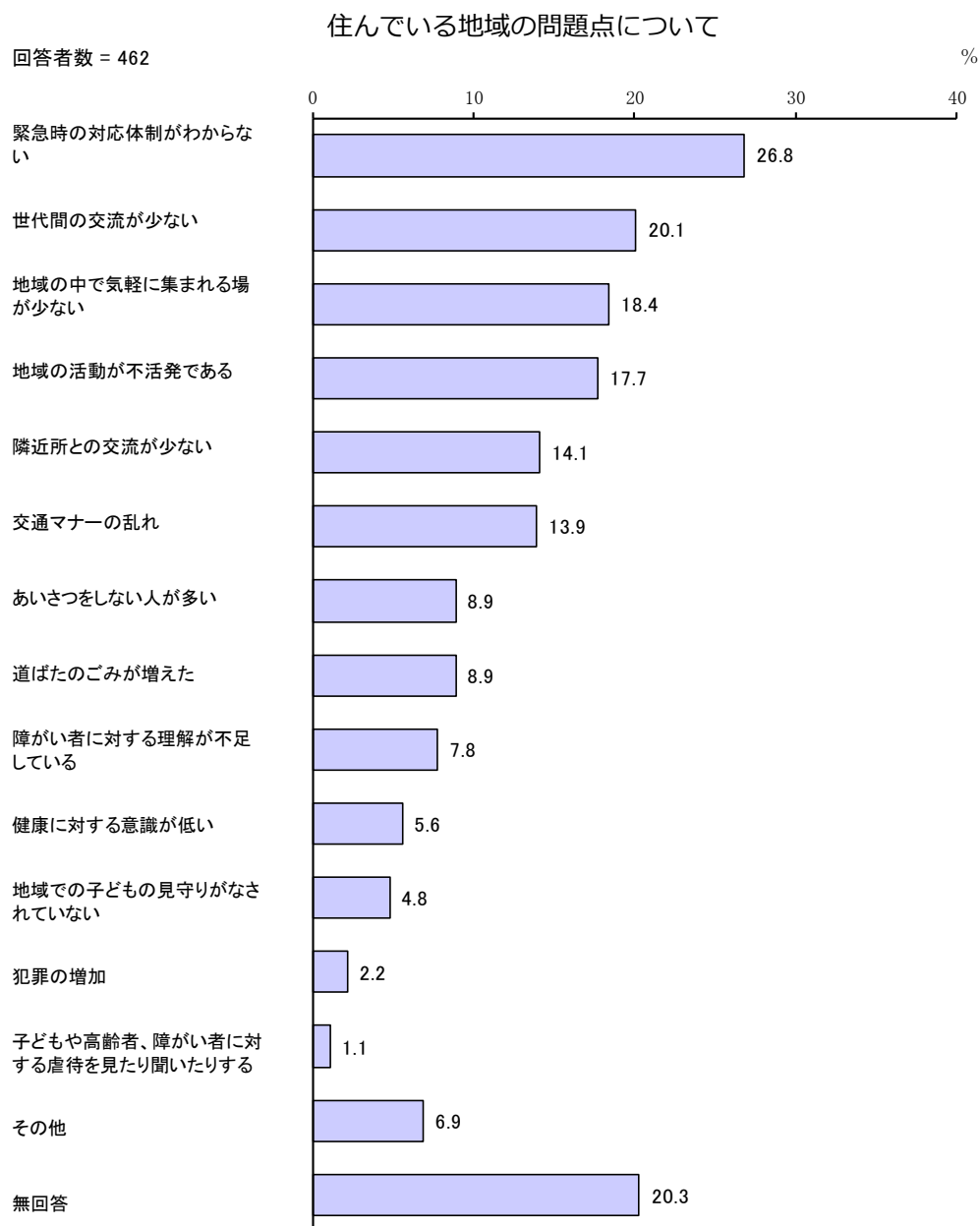
③ 悩みや不安について

「自分や家族の健康」の割合が63.0%と最も高く、次いで「介護に関すること」の割合が37.4%、「生活費など経済的問題」の割合が31.8%となっています。



④ 住んでいる地域の問題点について

「緊急時の対応体制がわからない」の割合が26.8%と最も高く、次いで「世代間の交流が少ない」の割合が20.1%、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」の割合が18.4%となっています。

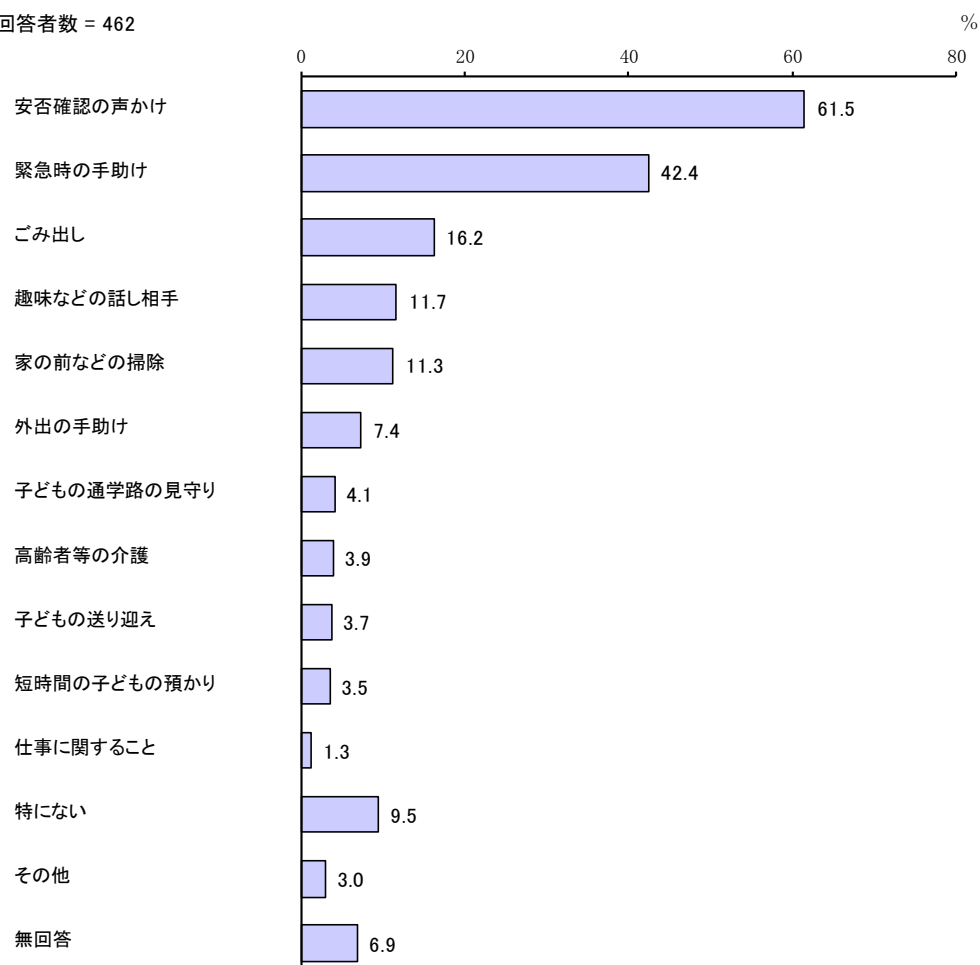


⑤ 高齢者や障がいのある人の介助・介護や子育てなどで困っている家庭への手助けについて

「安否確認の声かけ」の割合が61.5%と最も高く、次いで「緊急時の手助け」の割合が42.4%となっています。

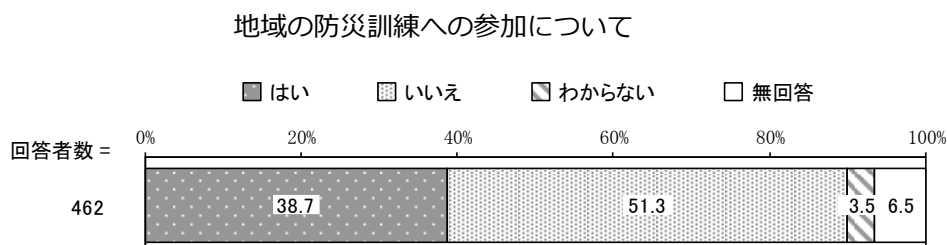
高齢者や障がいのある人の介助・介護や子育てなどで困っている家庭への手助けについて

回答者数 = 462



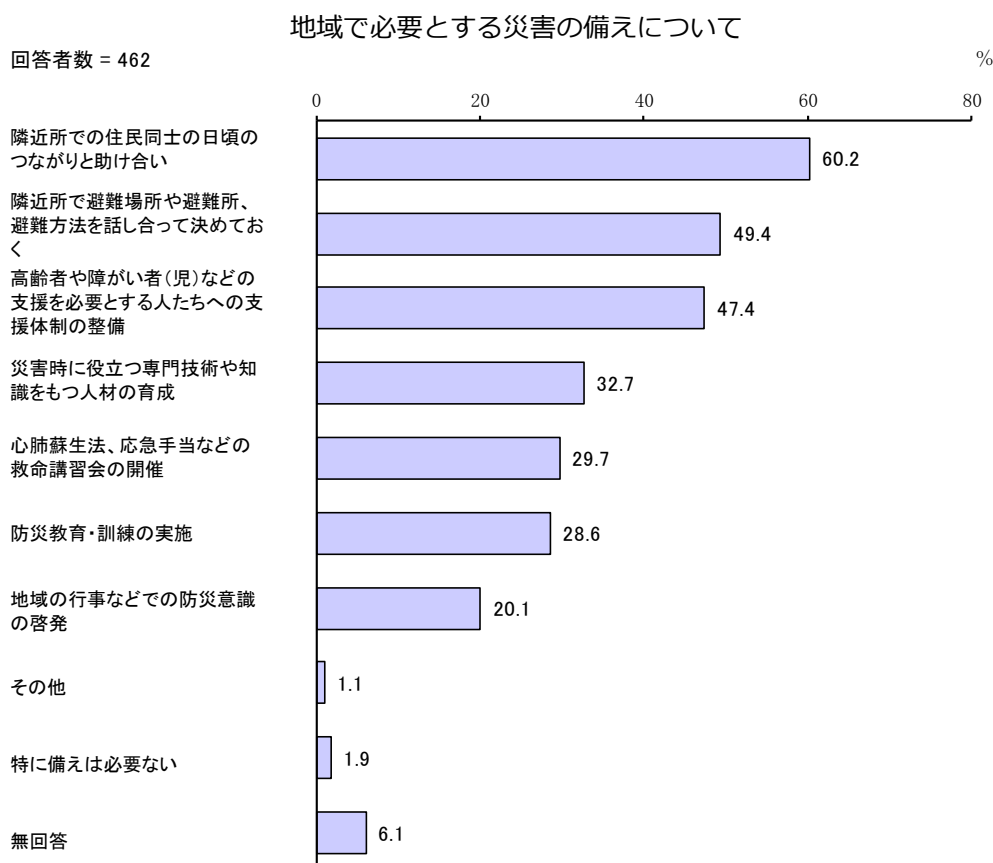
⑥ 地域の防災訓練への参加について

「はい」の割合が38.7%、「いいえ」の割合が51.3%となっています。



⑦ 地域で必要とする災害の備えについて

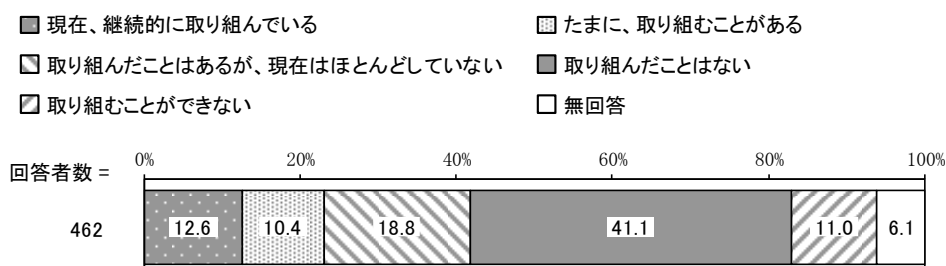
「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が60.2%と最も高く、次いで「隣近所で避難場所や避難所、避難方法を話し合っておく」の割合が49.4%、「高齢者や障がい者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が47.4%となっています。



⑧ 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への取り組みについて

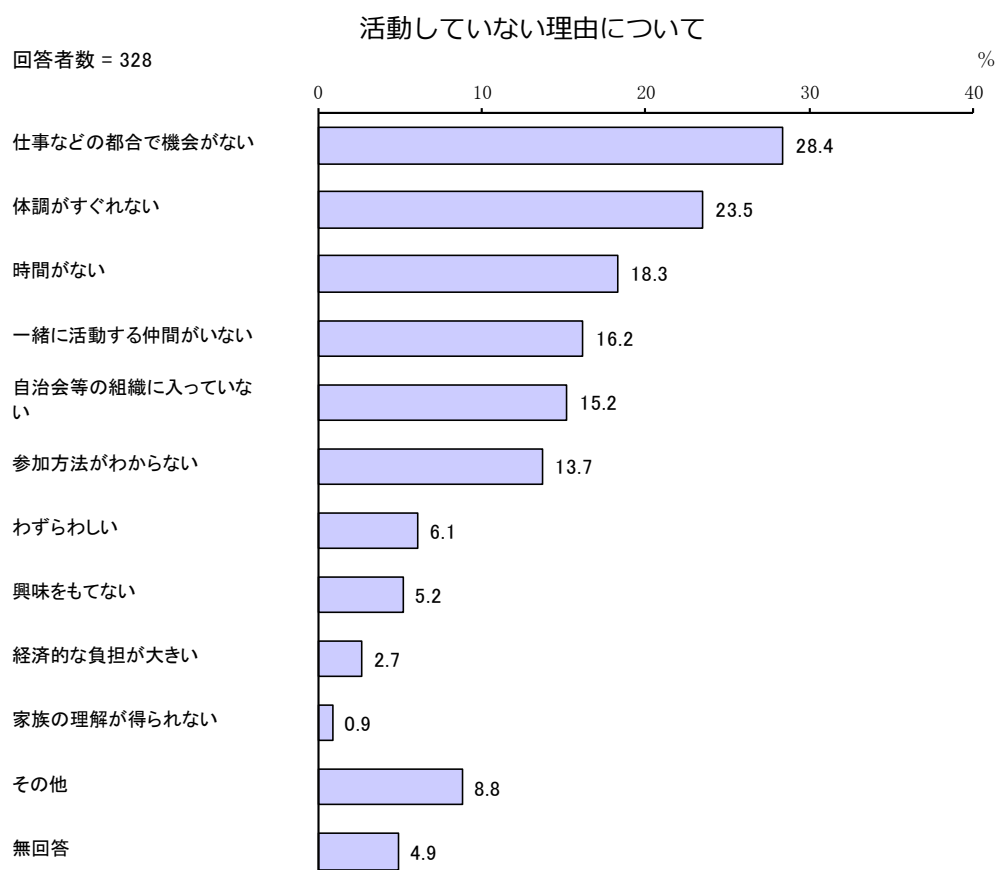
「取り組んだことはない」の割合が41.1%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」の割合が18.8%、「現在、継続的に取り組んでいる」の割合が12.6%となっています。

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への取り組みについて



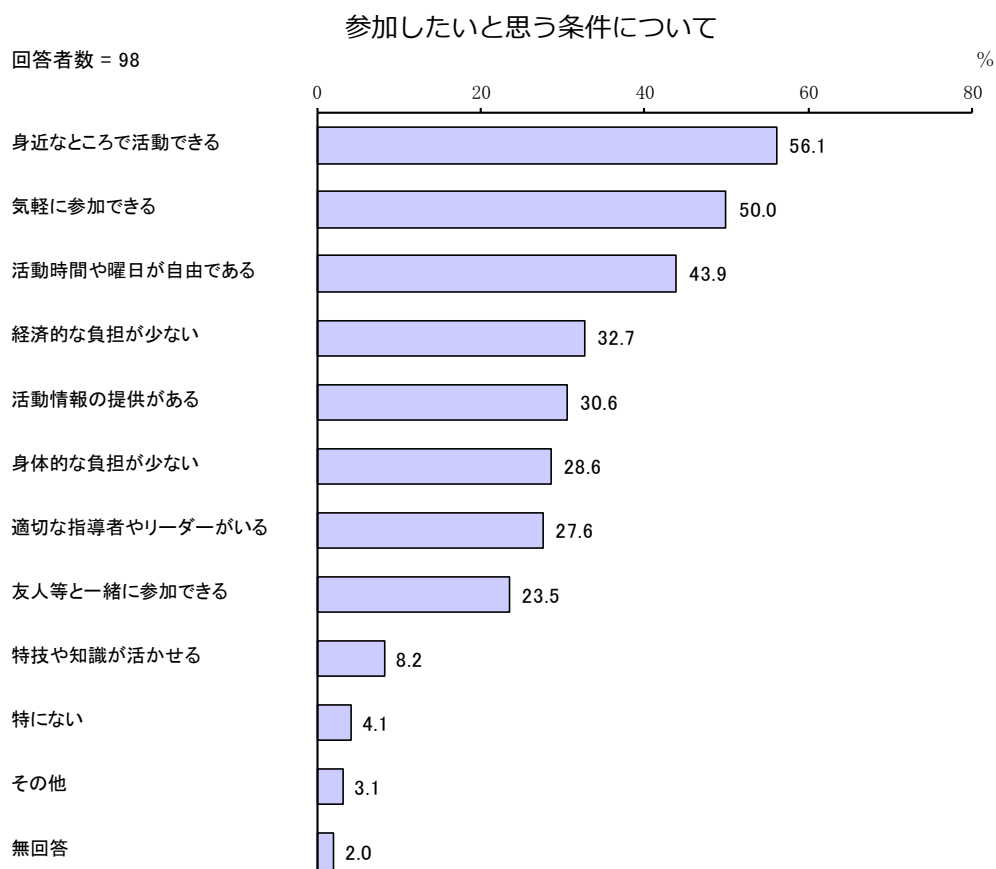
⑨ 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に活動していない理由について

「仕事などの都合で機会がない」の割合が28.4%と最も高く、次いで「体調がすぐれない」の割合が23.5%、「時間がない」の割合が18.3%となっています。



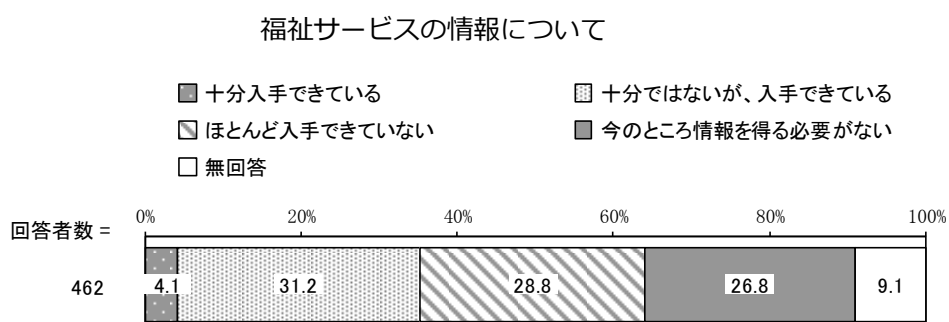
⑩ 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に参加したいと思う条件について

「身近なところで活動できる」の割合が56.1%と最も高く、次いで「気軽に参加できる」の割合が50.0%、「活動時間や曜日が自由である」の割合が43.9%となっています。



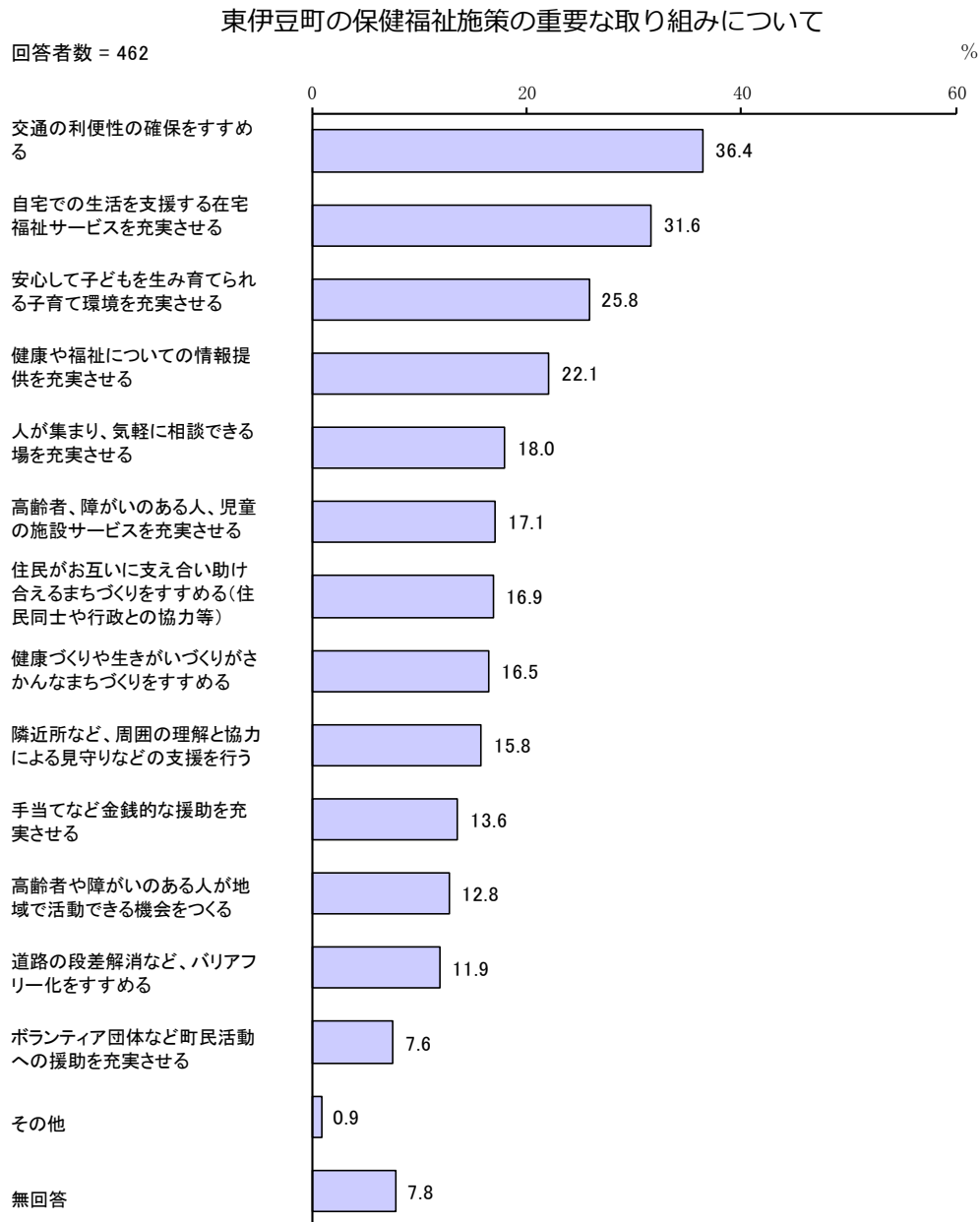
⑪ 福祉サービスの情報について

「十分ではないが、入手できている」の割合が31.2%と最も高く、次いで「ほとんど入手できていない」の割合が28.8%、「今のところ情報を得る必要がない」の割合が26.8%となっています。



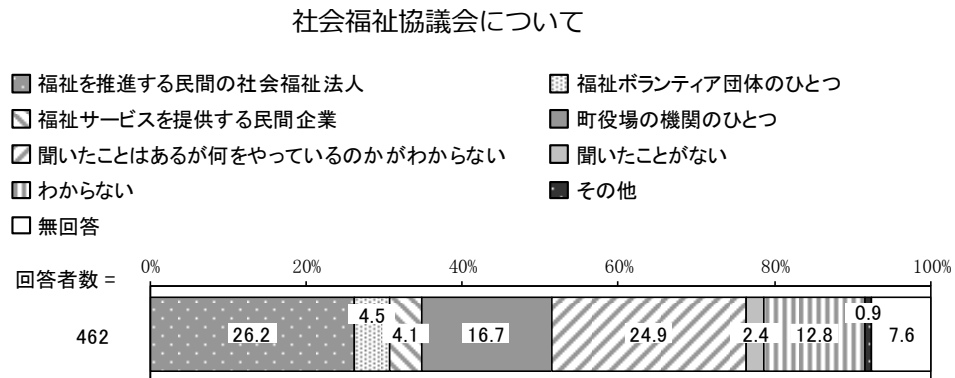
⑫ 東伊豆町の保健福祉施策の重要な取り組みについて

「交通の利便性の確保をすすめる」の割合が36.4%と最も高く、次いで「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」の割合が31.6%、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」の割合が25.8%となっています。



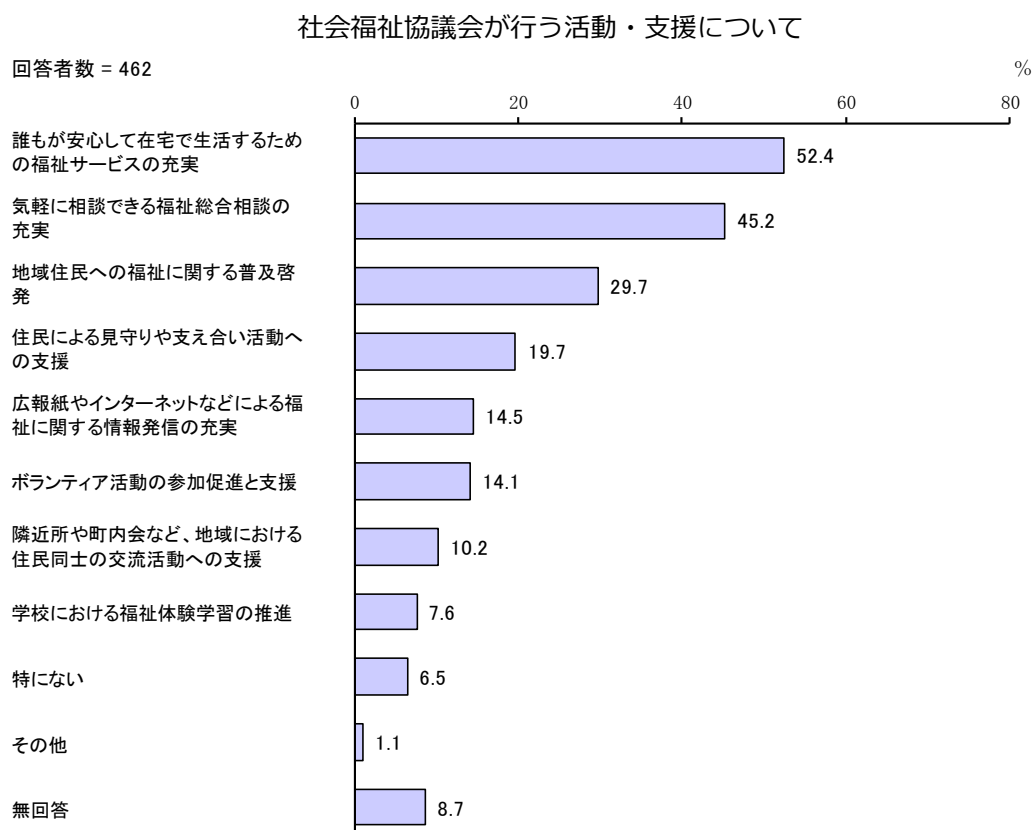
⑬ 社会福祉協議会について

「福祉を推進する民間の社会福祉法人」の割合が26.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが何をやっているのかがわからない」の割合が24.9%、「町役場の機関のひとつ」の割合が16.7%となっています。



⑭ 今後、充実してほしい社会福祉協議会が行う活動・支援について

「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」の割合が52.4%と最も高く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」の割合が45.2%、「地域住民への福祉に関する普及啓発」の割合が29.7%となっています。



3 ヒアリング調査結果

(1) 調査の概要

実施団体

- 東伊豆町民生児童委員協議会
- 東伊豆町あじさい会（老人クラブ連合会）
- 稲取保育園
- 東伊豆町地域包括支援センター
- 東伊豆町社会福祉協議会

(2) ヒアリング調査の主な内容

① 活動を行う上で、困っていること・課題

- リーダー・若い人などの後継者など人材が不足している。
- 活動に必要な情報が得にくい、活動資金不足、活動のマンネリ化、活動に必要な場所、設備の確保などが課題である。
- 住民の理解や協力が得られない。
- 他の団体や活動者との連携が難しい。
- 個人情報保護の観点から、情報が自治体から提供されず、活動しにくくなっている。
- 生きがいデイサービスなどで職員が兼務する割合が大きくなっている。
- ホームヘルパーにおいても高齢化が進んでおり、若い職員の確保が急務である。
- 保育職を希望する者はいるが卒業後地元に戻ってこない。

② 活動を通じた地域における困りごと、問題など

<移動支援>

- 高齢者が車の運転の不安から免許証を自主返納するというケースが多くなってきている。一方で、高齢のため、免許を返納したいが、移動手段の問題で、返納できないという声がある。
- 地域の「足」が課題である。
- 移動支援ボランティア養成後の移動支援体制の仕組みづくりが必要である。
- 高齢者の独居の方から、「買い物に行く足がない、行くと半日かかる」と聞く。

<成年後見制度等>

- 「身寄りのない一人暮らしの認知症の高齢者、金銭や貴重品の管理が困難になり、通帳や金銭の紛失が目立つようになる。」このような相談が地域住民や介護事業所、金融機関、スーパー等から多く寄せられている。
- 成年後見制度の利用相談等、相談件数が増加している。
- 専門職後見人が不足している。

<8050問題、9060問題等>

- いわゆる「8050」「9060」問題への対応が必要である。
- 身寄りのないケースへの対応について困難なことがある。

<相談支援>

- 高齢者が不便を感じた時に気軽に相談、支援をお願いしたい。
- マンション・分譲地の高齢者については、周囲の目が届きにくいいため、かなり大変な状況になってから相談がもたらされることがある。

③ 地域福祉をすすめるために取り組むべきこと

<行政>

- 成年後見制度中核機関の設置
- 移動支援の仕組みづくり
- エンディングシートの作成や講演会の実施など、今後の生き方に対する意思決定の仕組みづくり
- 成年後見制度の専門職不足の解消
- 利用者の意向に即したより柔軟性のある介護予防教室の実施
- 予算的支援と住民への情報の周知
- 人口減少や少子化問題を重く受け止めスピーディーな政策が必要

<社会福祉協議会>

- 福祉サービスに関する相談支援、情報提供を充実させ支援を必要としている人が適切に福祉サービスを受けられるようにする。
- 成年後見制度の利用相談における連携（くらし会議への参加、法人後見、市民後見の実施）
- 地域におけるボランティアの育成と活用促進（生活支援、移動支援）
- 住民の気軽な「相談窓口」としての機能と訪問相談体制
- 住民参加を促し、地域包括ケアシステムの構築。各種セミナーや講習会を開催し、マンパワーの掘り起こしと参加の機会の確保。
- 社会福祉協議会の役割や概要を地域に広く知ってもらうことが大切。

<地域住民>

- 個別化、複雑化する住民のニーズに対しては、行政だけで対応するのは難しく、町民が主役となり町民一人ひとりが町の課題を自分のこととして取り組む。
- 日頃からの自助・共助（見守り、声掛け、ゴミ捨て等の簡単な生活支援）
- 団体や、教室、サロン等の運営支援や積極的な参加
- 地域行事への参加
- マンション・分譲地と町内会との連携
- 困りごとを我がことととらえ、お互いが助け合う意識を持ち、活動する。

4 第3期地域福祉計画の評価

計画策定にあたり、第3期地域福祉計画の基本目標ごとに施策の評価や課題を整理しました。

「地域福祉を推進するための基盤をつくる」における現状・評価

ボランティア体験会やふじのくに型学びの心育成支援事業などを通して、福祉意識の醸成とともに、「広報ひがしいず」「社協だより」などによる啓発を図っています。

また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの活動等に関する周知やボランティア連絡協議会を通じた地域福祉の担い手の育成及び活動支援を行っています。

こうした中で、民生委員・児童委員等の活動・支援等の周知不足や、ボランティア等の支援者の高齢化、新規のボランティアがいないなどが課題となっています。

「身近な地域のふれあい・支え合いを支援する」における現状・評価

生きがい活動支援通所事業や健康福祉ふれあい広場、ほほえみの会などにおいて交流を図っています。また、生活支援コーディネーターを配置したり、子ども会、老人会、身体障害者福祉会の支援などを通し、支え合い活動を推進しています。

こうした中で、交流の機会等における新規参加者がいない、生活支援コーディネーターを中心としたサービスの創出などが今後の課題となっています。

「安全・安心な生活環境を確保する」における現状・評価

東伊豆町あんしん見守りネットワークや要援護者台帳等を作成するなど防犯・防災体制の強化を図っています。また、住民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組む事が出来るよう、自主グループづくりや、教室終了後のOB会への参加を呼び掛けるなど、地域での健康づくり活動を進めています。そのほか、移動支援・生活支援ヘルパーの取り組みや町民の日常の移動手段に関するアンケート調査の実施、高齢者移動支援セミナーへの参加など、移動支援の充実に向けた取り組みを行っています。

引き続き、防犯・防災体制の強化を図るとともに、移動手段の検討をしていく必要があります。

「福祉サービス等の充実に向けた取り組みを推進する」における 現状・評価

各福祉分野の計画にもとづき、必要な人への適切なサービス提供を図るとともに、相談窓口や各種サービス、ボランティアに関する情報を声の広報を含め、様々な手段で情報提供を行っています。また、成年後見制度・日常生活自立支援事業については、利用者が増加しています。

引き続き、福祉サービスや相談窓口等の情報提供や充実に努めるとともに、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域福祉をめぐる状況は、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・多様化しています。これらの課題の解決に向けて、地域福祉推進の主役である住民が、自らが暮らす地域の問題の解決に向けて主体的に行動することが必要となっています。そのためには、住民自身の自助、地域のつながりや支え合い・助け合いの互助・共助、そして地域福祉の取り組みを行政が支援する公助が協働する、一体的な取り組みが重要になります。

以上の考えを踏まえ、地域のつながりや町全体でのふれあいや助け合いをより一層推進し、すべての住民が地域で幸せに暮らせるまちづくりを目指すため、本計画は、第3期計画を継承し、基本理念を「誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり」とします。

【基本理念】

**誰もが笑顔で暮らし続けることができる
地域づくり**



Ⅱ 2 基本目標

基本理念「誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり」を実現するために、引き続き、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開します。

(1) 地域福祉を推進するための基盤をつくる

誰もが、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進するため、福祉教育や地域福祉に関する啓発により、住民の福祉意識の醸成や、地域の中心となって地域福祉を推進する担い手の育成に取り組めます。

(2) 身近な地域のふれあい・支え合いを支援する

地域での支え合い・助け合いを促進するためには、地域住民がお互いの理解を深めることが不可欠です。住民同士の交流活動をより一層促進するため、交流機会の充実や活動の拠点となる場所の整備を図り、ふれあい・支え合いのきっかけづくりに取り組めます。

また、ボランティア団体や地域活動団体等への参加を促進し、地域全体での支え合い・助け合いの関係づくりを推進します。

(3) 安全・安心な生活環境を確保する

日頃から地域の助けあいを推進し、地域全体で防犯・防災に取り組むとともに、外出・移動しやすい環境づくりや公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりを目指します。

(4) 福祉サービス等の充実に向けた取り組みを推進する

地域住民が抱える生活課題が複雑化・多様化する中、その人の実情に応じた的確な支援が受けられるよう、関係機関との連携の強化による相談支援体制の充実を図り、断らない相談窓口を目指します。

また、すべての住民が等しく福祉サービスを選択・利用し、その尊厳が守られるよう、情報提供の充実や利用促進、福祉サービスの量・質のさらなる向上に努めるとともに、成年後見制度の周知・啓発や利用促進を図ります。

さらに、毎日を心身ともに健康に過ごすことができるよう、住民の主体的な健康づくり等の活動を促進します。



3 施策の体系

[基本理念]

誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり

[基本目標]

1 地域福祉を推進
するための基盤
をつくる

(1) 福祉意識の醸成

(2) 地域福祉の担い手の育成及び活動支援

2 身近な地域のふれ
あい・支え合いを
支援する

(1) 地域交流の促進

(2) 支え合い活動の推進

3 安全・安心な生活
環境を確保する

(1) 防犯・防災体制の強化

(2) 生活環境の充実

4 福祉サービス等の
充実に向けた取り
組みを推進する

(1) 福祉サービスの充実

(2) 包括的な相談・支援体制づくり

(3) 様々な困難を抱えた方を支援する
仕組みづくり

(4) 権利擁護の推進

[施策の方向]

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域福祉を推進するための基盤をつくる

(1) 福祉意識の醸成

現状と課題

アンケート結果では、住民全体の福祉への関心については、「関心がある」が約8割となっていますが、一方で「関心がない」が1割半ばとなっており、20代で3割半ば、30代で4割と、他の年代より関心が低い割合が高くなっています。

地域福祉を推進する上で、地域住民の福祉への関心を高めることは重要であり、地域や幼少期から福祉教育を進めるなど、福祉意識を育む必要があります。

町や社会福祉協議会の取り組み

地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、子ども、大人にかかわらず、福祉教育の充実を図ります。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
地域住民や地域活動団体、サービス提供事業者などの協力を得ながら、ボランティア体験等を通し、幼稚園・保育園・小中学校等における福祉教育を推進します。	○	○
地域福祉に対する関心を高めるための講座やイベント等を開催するなど、地域での学びの場を提供します。	○	○
「広報ひがしいず」や「社協だより」、ホームページ等、様々な媒体を通じ、地域福祉に関する広報・啓発に努め、地域内における交流活動の大切さや、地域での支え合い・助け合いの意識を高めます。	○	○

住民や地域の取り組み

- 町で開催される福祉関係の講座や地域の祭り・伝統行事、各種のイベントに積極的に参加しましょう。
- 福祉について正しい知識を身につけ、相手を思いやる気持ちを育みましょう。
- 一人ひとりが「広報ひがしいず」や「社協だより」等を通じて福祉情報を積極的に入手し、地域で情報を共有しましょう。
- 身の回りのできることから助け合いをするという気持ちを育みましょう。

（２）地域福祉の担い手の育成及び活動支援

現状と課題

ヒアリング調査において、多くの団体で人材不足が課題となっています。また、地域住民へは、団体や教室、サロン等の運営支援や積極的な参加が期待されています。

アンケート結果では、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への取り組みの状況について、「取り組んだことはない」が４割と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が約２割と、６割近くの住民が現在は参加しておらず、その理由については、「仕事などの都合で機会がない」が約３割と最も高く、次いで「体調がすぐれない」、「時間がない」と様々です。

また、社会福祉協議会にボランティアの育成と活用促進が期待されている中、アンケート調査では、社会福祉協議会について、「聞いたことはあるが何をやっているのかわからない」が２割半ば、「わからない」が１割と、合わせて４割近くの住民が社会福祉協議会の活動内容を理解していないという状況です。

引き続き、地域住民の地域活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、町と社会福祉協議会が連携しながら、地域福祉の担い手育成や、活動の支援の充実を図る必要があります。

町や社会福祉協議会の取り組み

地域福祉活動に主体となって取り組む人材の育成支援や、福祉に携わる人の確保・育成を推進するとともに、地域活動の支援に取り組みます。

また、ボランティアに対する意識を高めるため、積極的な情報提供やボランティアの担い手づくりに取り組むとともに、ボランティアに参加しやすい環境づくりを進め、ボランティアの参加を促進します。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
町と社会福祉協議会が連携し、地域福祉を支えるリーダーの育成・確保に努めます。	○	○
県や関係機関が実施する、保健福祉実務者への研修等の参加を促します。	○	
町と社会福祉協議会が連携しながら、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、ボランティア人材の育成に努めます。	○	○
各種ボランティア・NPO団体などに対して情報提供の充実を図るとともに、広報等による活動内容の周知に努め、社会貢献に意欲的な人の活動を支援する取り組みを行います。		○

住民や地域の取り組み

- 地域の一員であるという意識をもち、地域行事や地域の中での役割を引き受けるなど積極的に関わしましょう。
- 年代にかかわらず、ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 一人ひとりが民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの活動に関心を持ち、理解と協力を心がけましょう。
- 特技や経験を活かし、できることからボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動に関心のある人は、地域のボランティア情報を集めて、どんな活動ができるか考えましょう。

基本目標 2 身近な地域のふれあい・支え合いを支援する

(1) 地域交流の促進

現状と課題

地域での支え合い、助け合いを進めていくうえで、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加が重要ですが、アンケート結果では、ふだんの近所の人との付き合いについて、「たまに立ち話をする程度」、「会えばあいさつをかわす程度」がいずれも2割となっており、地域の中での問題点として、「世代間の交流が少ない」「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が2割前後になっています。

地域住民が年代にかかわらず、積極的な交流が行われるよう、交流の機会の充実を図る必要があります。

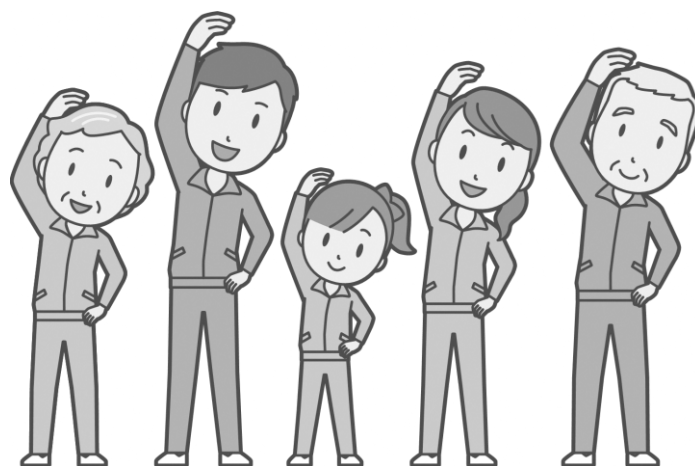
町や社会福祉協議会の取り組み

地域での活動団体が取り組む交流活動を支援するとともに、年代に関わらず気軽に地域の人が集まり、交流できる機会の充実を図ります。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
健康やスポーツなどをきっかけとした気軽な交流の機会や場を確保し、提供します。	○	○
高齢者や障がいのある方、子育て家庭など、それぞれの多様なふれあいを促進するとともに、世代間の交流活動についても支援します。	○	○
行事・イベントを行う際には、誰もが参加しやすい内容になるように努めます。	○	○
「情報配信メール」や「広報ひがしいず」、「社協だより」などを活用し、交流活動が行われる場所や施設の情報提供に努めます。	○	○
「広報ひがしいず」などで隣組に関する啓発を行うとともに、転居者や転入者に対し、隣組への加入を促進します。	○	

住民や地域の取り組み

- 隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にし、顔が見える関係を築きましょう。
- 地域の伝統行事や地域活動に自ら積極的に関わりを持ちましょう。
- 地域の中で世代間交流の機会を設け、交流を深めましょう。
- 行事・イベントの時には、隣近所で声をかけあい、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 隣組に加入し、地域活動に参加しましょう。



(2) 支え合い活動の推進

現状と課題

アンケート調査結果では、高齢者や障がいのある人の介助・介護や子育てなどで困っている家庭へのできる手助けとして、「安否確認の声かけ」が約6割と最も高く、次いで「緊急時の手助け」が約4割となっています。ヒアリング調査では、困りごとを我がことととらえ、お互いが助け合う意識を持ち、実際に活動してもらうことが期待されており、地域における日頃からの助け合い・支えあいを進めていくことが重要です。

町や社会福祉協議会の取り組み

地域で暮らす人が、自然と支え合いの関係を築けるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り、地域活動等への参加を促進し、地域の支え合いを促進します。

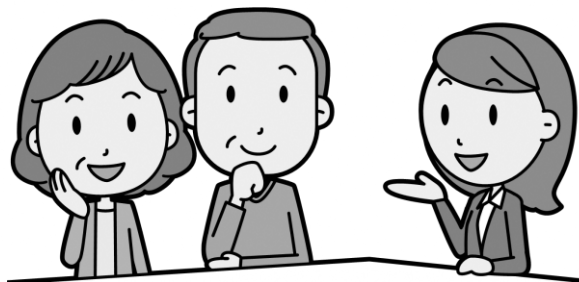
また、生活支援コーディネーターを中心に地域課題に対して、地域で解決できる体制づくりを進めます。

地域の見守り活動を啓発するとともに、東伊豆町あんしん見守りネットワーク等の見守り体制の強化を図り、地域での見守り活動を推進します

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
地域のことや各種団体に関する様々な情報提供、広報活動の充実に努めます。		○
自主的・自発的に行う地域活動を支援します。	○	○
社会福祉協議会や民生委員・児童委員など関係機関・団体との連携を深め、地域福祉活動を推進します。	○	○
生活支援コーディネーターを中心に、地域での困りごとを地域で解決できる体制づくりなど、生活支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。	○	○
「東伊豆町あんしん見守りネットワーク」の協力事業者や団体を増やします。	○	
「東伊豆町あんしん見守りネットワーク」の関係機関と連携し、認知症サポーター養成講座や高齢者声掛け訓練等を開催し、見守り体制の強化を図ります。	○	

住民や地域の取り組み

- 日ごろから、隣近所や地域の方々との交流を大切にしましょう。
- 普段から、近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方などに対する「見守り」や「声かけ」を行いましょう。
- ボランティアセンターを活用しましょう。
- 地域の中で活動する団体と積極的に交流を図りましょう。



基本目標 3 安全・安心な生活環境を確保する

(1) 防犯・防災体制の強化

現状と課題

アンケート結果では、地域の中での問題点について、「緊急時の対応体制がわからない」が2割半ばと最も高くなっており、今後、予想される東海・東南海・南海地震や近年頻発する豪雨災害等により、防災体制の強化や緊急時の助け合いの重要性が高まっています。

また、地域における災害の備えとして、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が6割と最も高くなっており、日頃からの付き合いなどを通じ、防災体制や防犯力を高めておくことが大切です。

町や社会福祉協議会の取り組み

非常時において、地域で支援を必要とする人への支援体制の整備として、地域での防犯・防災活動を支援するとともに、災害時要援護者支援事業の周知を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症予防に関する周知・啓発を図ります。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
防災訓練や、様々な機会を活用し、住民の防災意識の高揚を図ります。	○	
地域の消防団員確保に向けた広報による支援や仕組みづくりの検討を行い、消防団の活動を支援します。	○	
社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と協力し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等の避難行動要支援者を把握するとともに、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図ります。	○	
防犯に関する周知・啓発を行い、理解の促進と意識の向上を図ります。また、住民への不審者情報等の発信を行い、地域の防犯力を高めます。	○	
新型コロナウイルス感染症などの感染症対策について、関係機関と連携し普及啓発を図ります。	○	
感染症対策に関し、事業者への留意すべき対策などについて情報提供や相談に応じるなど、感染拡大防止について助言します。	○	

住民や地域の取り組み

- 地域の防災訓練などに積極的に参加し、災害時の避難場所や丈夫な建物なども日頃から把握しましょう。
- 災害時にすぐに避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路などを確認しましょう。
- 近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方など、災害時や緊急時の要支援者について把握しましょう。
- 小・中学校の登下校時間に合わせた見守りや声かけを、散歩などの機会を利用して積極的に行いましょう。



(2) 生活環境の充実

現状と課題

ヒアリング調査では、高齢者や児童・生徒等の移動手段が課題としてあがっています。また、アンケート結果では、保健福祉施策を充実していくために重要な取り組みとして、「交通の利便性の確保をすすめる」が3割半ばと最も高く、「道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる」が1割となっています。

社会参加を促進するとともに、高齢者、障がいのある人、子どもが安心して快適に生活できる環境するためには、外出・移動しやすい環境づくりや公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

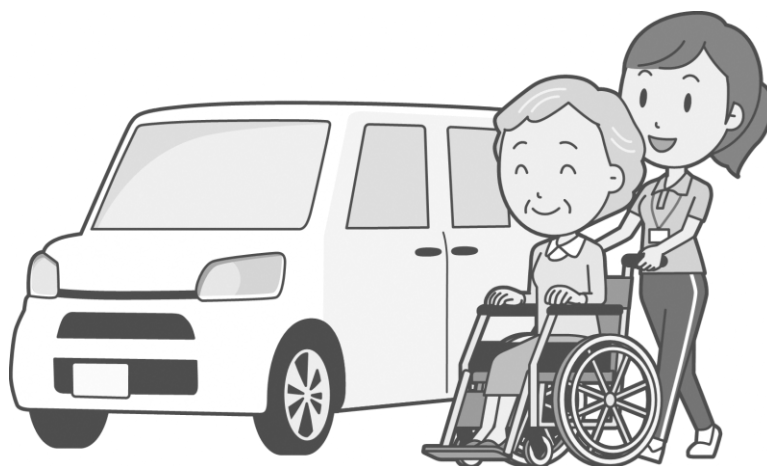
町や社会福祉協議会の取り組み

地域で暮らすすべての人が不自由なく、自立して生活できるよう地域のバリアフリー化を推進するとともに、移動に伴う不都合が生じないように、移動の支援や地域が取り組む活動を支援します。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
住民のモラルやマナーを向上するための広報・啓発活動に取り組みます。	○	
住民の誰もが安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づく、快適な生活環境の整備を推進します。	○	
自主運行バスの運行ルート等について利用者の視点に立った、利便性の向上に努めます。	○	
生活交通網整備を支援するとともに、その他の移動手段についても、引き続き検討していきます。	○	
移動支援ボランティアの仕組みづくりや担い手づくりに向けた取り組みを進めます。	○	○

住民や地域の取り組み

- 一人ひとりが責任を持ち、モラルやマナーを守りましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについて、理解を深めましょう。
- 自主運行バスを積極的に利用しましょう。
- 地域で移動に困っている人がいたら、外出する際に声をかけ、必要に応じて買い物や送迎の手伝いをするよう心がけましょう。
- 道路や公共施設で不便な場所がある場合は、町へ連絡するようにしましょう。



基本目標 4 福祉サービス等の充実に向けた取り組みを推進する

(1) 福祉サービスの充実

現状と課題

アンケート結果では、保健福祉施策を充実していくために重要な取り組みとして、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」が3割、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が2割半ばとなっています。また、社会福祉協議会の充実してほしい活動・支援として、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が5割となっており、地域住民の在宅生活に対する支援へのニーズが高くなっています。

安心して地域で暮らし続けることができるよう、福祉サービスの充実と周知を図る必要があります。

町や社会福祉協議会の取り組み

多様化する福祉ニーズに対応するため、多様な福祉サービスの充実と質の向上を図るとともに、町民が毎日を心身ともに健康に過ごすことができるよう、健康づくりや交流を促進していきます。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
各福祉分野の計画にもとづき、必要な人への適切なサービス提供を図るとともに、質の向上に努めます。	○	
福祉サービスの利用にあたって、利用者がサービス事業者を選択できるよう情報提供に努めます。	○	
地域福祉推進の中核を担う、社会福祉協議会による住民主体の福祉活動をより活性化するための連携を強化するとともに、支援を図ります。	○	○
健康づくり教室やふれあいいきいきサロンの開催等により、住民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動等を推進します。	○	○
住民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう、自主グループづくりの支援やOB会への参加を呼びかけます。	○	

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
病気の早期発見・早期治療により健康に暮らせるよう、各種健（検）診や健康教室等について周知・啓発を充実します。	○	

住民や地域の取り組み

- 福祉サービスについての正しい認識を深めましょう。
- 地域で支援が必要な人の情報把握に努めましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいる場合には、行政機関や民生委員・児童委員などへとつなげ、適切なサービス利用を推進しましょう。
- 一人ひとりが適正な量の福祉サービスを利用するよう心がけましょう。
- 福祉サービスの担い手として活動へ参加しましょう。
- 日ごろから体を動かす習慣を持ちましょう。
- 健康づくり等の自主グループづくりやOB会に積極的に参加しましょう。
- 自分や家族の健康に関心を持ち、健康管理に気をつけましょう。



(2) 包括的な相談・支援体制づくり

現状と課題

ヒアリング調査では、8050問題や9060問題、身寄りのない方の対応等が課題としてあがっており、地域住民が抱える問題は多様化しています。アンケート調査結果では、社会福祉協議会の充実してほしい活動・支援についてとして、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が4割半ばとなっており、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、相談体制の充実が求められます。

さらに、アンケート結果では、保健福祉施策を充実していくために重要な取り組みとして、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が2割となっており、年代が高くなるにつれて高くなる傾向にあります。必要な「福祉サービス」の情報の入手状況について、「ほとんど入手できていない」が約3割となっています。

子どもから高齢者まで、支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、様々な媒体や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。

町や社会福祉協議会の取り組み

地域の課題が複雑化しているなか、問題解決のためには関係者・関係機関が連携し、適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な相談支援体制の強化を図ります。

ホームページ、広報紙、情報配信メール、声の広報など、様々な情報伝達手段を用いて、支援を必要とする人に情報が行き渡るよう、福祉情報の提供体制の充実を図ります。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
町の各種相談窓口や社会福祉協議会、その他関係機関との連携を深め、複雑化した問題に対し、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の関係機関が協議を行い、課題の解決に繋げることができるよう、相談体制の強化に努めます。	○	○
医療、保健、福祉等との連携を強化し、住民が必要なサービスが受けられる体制づくりを行います。	○	○
窓口で相談を受けるとともに、必要な場合は家庭を訪問し、相談・支援を行います。	○	○

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
相談に適切に対応するための職員の資質向上に努めます。	○	○
相談窓口を分かりやすく周知します。	○	○
地域の身近な相談役である民生委員・児童委員などと連携を深めるとともに、その活動を支援し、住民へのさらなる情報提供や活動につなげます。	○	
民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの活動等について、周知啓発を図ります。	○	○
福祉サービスに関する制度や施設内容、ボランティアの情報はじめ、関係機関・団体についての情報提供に努めます。	○	○

住民や地域の取り組み

- 専門的な相談窓口や自分の地域の民生委員・児童委員を確認しましょう。
- 不安や悩みは、一人で悩まずに地域の中で積極的に相談するよう心がけましょう。
- 身近な人が悩みを抱えていれば、相談窓口につなげましょう。
- 地域の情報が届きにくい方に対しては、ふだんからコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達しましょう。
- 「広報ひがしいず」や「社協だより」、ホームページ、メール配信システムを利用して、ふだんから必要な情報や、各種相談窓口を確認し、サービスを積極的に活用しましょう。



(3) 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり

現状と課題

生活形態が多様化し、経済的困窮やひきこもり等、何らかの支援が必要にもかかわらず福祉サービスを受けていない、という制度の狭間の課題が表面化しています。地域での解決が難しい問題に対しては、公的な支援とともに自立を助けることが必要です。

アンケート結果では、毎日の暮らしの中での悩みや不安について、「生活費など経済的問題」が約3割となっており、生活困窮者等への支援が必要となっています。

制度の狭間にいる人だけでなく、高齢者、障害者、子どもなど、地域で支援を必要としている人の抱える課題は複合的で複雑なものとなっています。だれもが安心して地域で暮らせるよう、支援が必要な人に対し、それぞれの状況に応じて適切な支援が行き届くよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域で助け合い、支え合うことができる体制の整備が必要です。

町や社会福祉協議会の取り組み

生活困窮者への支援や制度の狭間の課題により支援を受けていない人に対し、その人の実情に寄り添った、適切な支援を図ります。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
生活困窮者が地域で孤立しないよう、民生委員・児童委員などと協力しながら生活困窮者の把握に努めるとともに、支援制度の周知を図り、必要に応じて支援を行います。	○	○
ひきこもりの人に対し、本人の状況に応じた支援を行えるよう検討します。	○	○

住民や地域の取り組み

- 地域では様々な悩みを抱えた人がいるということを理解しましょう。
- 地域で支援を必要としている人への声かけ、見守りを行いましょう。
- 地域で支援を必要としている人を、相談窓口につなげましょう。

(4) 権利擁護の推進

現状と課題

町内には多くの高齢者や障がいのある人が生活されている中、認知症高齢者等の金銭や貴重品の管理に関する相談が多く寄せられおり、今後も権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが想定されます。

アンケート結果では、成年後見制度の認知度について、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が5割と最も高く、次いで「制度の内容を知っている」、「聞いたことがない」の割合が約2割となっています。また、成年後見制度の利用促進に向けての課題について、「制度に関する十分な知識がない」が約7割と最も高くなっています。

今後はさらに、権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、制度の利用の際に、わかりやすい情報提供や制度の利用促進に取り組む必要があります。

町や社会福祉協議会の取り組み

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、成年後見制度をはじめとした福祉制度の普及啓発を図り、社会的に弱い立場におかれた人の権利を守るための取り組みを推進します。

取り組み内容	町の取り組み	社会福祉協議会の取り組み
東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の周知・啓発及び利用促進を図ります。	○	○
高齢者、障がいのある人及び児童の虐待防止に向けた取り組みを強化します。	○	
弁護士、司法書士、裁判所、警察といった権利擁護に関する専門機関との連携を強化します。	○	○

住民や地域の取り組み

- 成年後見制度の内容の理解を深めましょう。
- 認知症高齢者や弱い立場にある人に対する虐待等、人権に係わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めましょう。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう。
- 虐待の可能性があるなど、支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう。

第5章 東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進計画の位置付け

「成年後見制度利用促進計画」（以下「計画」という。）は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第23条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、当町の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

本町では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものです。

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

賀茂地区（1市5町）は、いずれも高齢化率が40%を超え、独居高齢者が多い地域となっており、今後も成年後見制度利用のニーズは増すと考えられます。

また、弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職の数も限られており、市民後見人の養成、市民後見人の活動を支える法人後見、中核機関の整備については、必要不可欠なものであると考えられます。



(1) 基本的な考え方

成年後見制度の利用促進については、賀茂地区の1市5町及び各市町社会福祉協議会並びに成年後見制度に関わる各種専門職団体と連携して行います。

<中核機関が実施する業務>

各市町は、各市町社会福祉協議会を専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関と位置付けて、以下に掲げる業務を委託実施します。

各市町社会福祉協議会は、賀茂地区の社会福祉協議会と連携し、成年後見に関する業務を実施します。

- | | |
|------------|----------------|
| ①制度の広報・周知 | ②相談・発見 |
| ③情報集約 | ④地域体制整備 |
| ⑤後見等申立て支援 | ⑥後見等開始後の継続的な支援 |
| ⑦後見人等の不正防止 | |

<協議会の役割>

賀茂地区においては、成年後見制度の利用促進を連携して行います。また、専門職の人数が限られていることから、弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会・行政の各担当者をメンバーとし、下田市社会福祉協議会に事務局を置き、賀茂地区全体についての協議を実施します。協議会の協議事項は以下に掲げるものとします。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ①地域課題の検討 | ②受任者調整 |
| ③市民後見人候補者名簿に掲載する候補者の選定 | |
| ④市民後見人養成講座及びフォローアップ講座の企画・検討 | |
| ⑤家庭裁判所との連携・調整 | ⑥地域連携のネットワークに関すること |
- 注：受任者調整は必要な場合に行う。

(2) 今後の施策の目標等

① 今後の施策の目標

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用を進めます。

後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を進めます。

イ 市民後見人の養成

市民後見人養成講座を継続し、法人後見・市民後見人の養成に努めます。

市民後見人養成講座（修了者数：人）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東伊豆町	3	3	3	1	2	2	2	2	2	2

*R3年度以降は、目標人数

市民後見人の候補者名簿（掲載者数：人） 目標数

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東伊豆町	0	1	2	2	2	2	2

*R3年度以降は、目標人数

法人後見の受任数（受任者：人）各類型合算数

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東伊豆町	3	7	8	8	9	9	10

*R3年度以降は、目標人数



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における体制

本計画における施策や今後の取り組みを推進するにあたっては、関係各課が全庁的かつ横断的な体制のもと、計画の推進を図ります。

(2) 協働による計画の推進

地域福祉計画の主役は地域で生活している住民自身です。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が必要不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティアや関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割と責任を果たしながら、協働していくことが重要です。

<住民一人ひとりの役割>

一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、自分達でできることは自分達で行うなど、主体的に地域福祉の活動に加わります。

<地域の役割>

自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体など、地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的な役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が地域福祉の考え方を知り、活動の活性化を図るとともに、互いに連携し、協働で取り組みます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、よりよいサービスの提供に努めます。

【行政の役割】

行政は、住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進します。

2 計画の進行管理

(1) 目標指標の設定

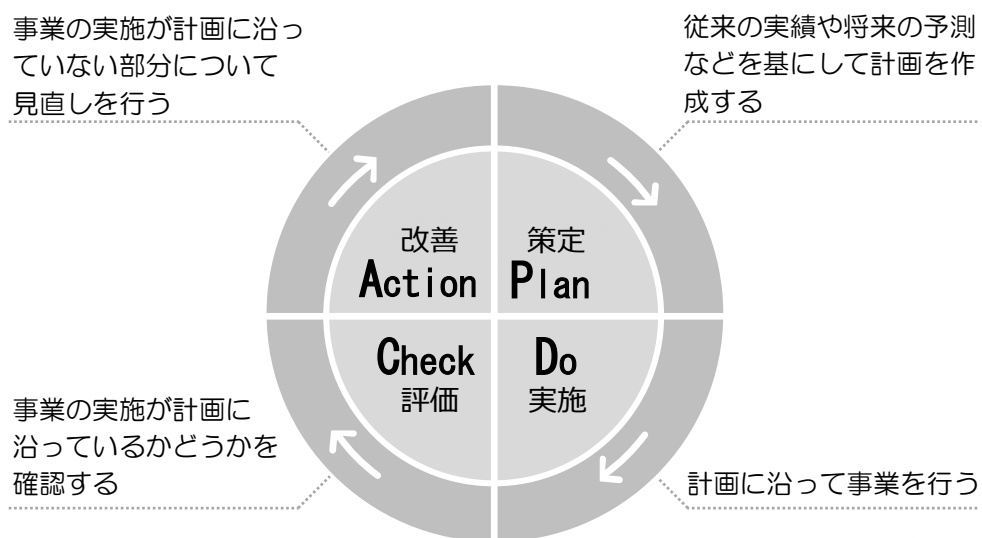
本計画を策定するため令和2年度に実施したアンケート調査から、計画の推進による市民の意識等に関する目標指標を設定し、現状の改善、向上を目指します。

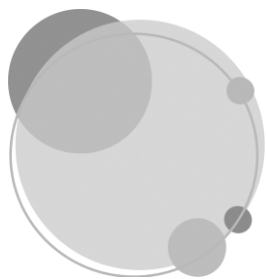
基本目標	目標指標	現状値 (令和2年度)	令和7年度
基本目標1 地域福祉を推進するための 基盤をつくる	福祉に関心のある人の割合	78.5%	85%
	地域活動やボランティア活動の 取り組み状況	23.4%	40%
基本目標2 身近な地域の ふれあい・支え 合いを支援する	隣組に加入している人の割合	67.3%	75%
	地域に愛着がある人の割合	80.1%	85%
基本目標3 安全・安心な生 活環境を確保 する	地域の防災訓練に参加してい る人の割合	38.7%	50%
	災害時要援護者支援事業の認 知度	14.1%	30%
基本目標4 福祉サービス 等の充実に向 けた取り組み を推進する	民生・児童委員の役割や活動 の認知度（活動内容をよく知 っている）	21.6%	50%
	保健福祉サービスの充実度	55.2%	70%
	成年後見制度の認知度（制度 の内容を知っている）	23.4%	50%

(2) PDCAサイクルによる進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル（計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を点検・評価（Check）して、さらに計画の見直し・改善（Action）を行うという一連の流れ）を活用し、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に活かします。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 計画の策定経過

日 付	名 称	内 容
令和2年8月21日～ 9月7日	「第4期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に関わる町民アンケート調査実施	調査対象：東伊豆町在住の18歳以上を無作為抽出 調査方法：郵送による配布・回収 配 布 数：1,000通 回 収 数：462通 回 収 率：46.2%
令和2年11月20日	第1回東伊豆町地域福祉計画策定委員会	(1) 委員長、職務代理者選出について (2) 域福祉計画・地域福祉活動の概要について (3) 町民アンケート調査結果報告 (4) 今後のスケジュールについて
令和2年12月18日	第2回東伊豆町地域福祉計画策定委員会	(1) アンケート調査等を踏まえた課題の整理について (2) 骨子案について
令和2年11月 ～12月	ヒアリング調査 (書面による実施)	○東伊豆町民生児童委員協議会 ○東伊豆町あじさい会 (老人クラブ連合会) ○稲取保育園 ○東伊豆町地域包括支援センター ○東伊豆町社会福祉協議会
令和3年2月17日	第3回東伊豆町地域福祉計画策定委員会	(1) 第4期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の検討
令和3年2月25日～ 3月5日	パブリックコメントの実施	・第4期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画について意見募集
令和3年3月15日	第4回東伊豆町地域福祉計画策定委員会	(1) 第4期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画（最終案）について

Ⅱ 2 東伊豆町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成17年9月1日要綱第9号)

改正 平成18年4月28日要綱第18号

(設置)

第1条 東伊豆町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、東伊豆町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域福祉計画策定並びに必要な調査及び研究に関すること
- (2) 地域福祉計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員13名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 区長会
- (2) 社会福祉関係団体
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画策定の完了を持って満了とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはあらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(報酬及び費用弁償の支給方法等)

第7条 委員の報酬の支給方法並びに費用弁償の額及びその支給方法は東伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年東伊豆町条例第13号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月28日要綱第18号）

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

3 東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東伊豆町地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定するため、東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域福祉活動計画策定並びに必要な調査、研究に関すること
- (2) 地域福祉活動計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 区長会
- (2) 社会福祉関係団体
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他会長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉活動計画策定の完了をもって満了とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬並びに費用弁償の額及び支給方法は、東伊豆町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

4 東伊豆町地域福祉計画策定委員会・ 東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	森田 一 徳	区長会長	
2	高橋 勘五郎	民生委員・児童委員協議会会長	
3	常盤 定 俊	主任児童委員	
4	田村 久 子	主任児童委員	
5	野崎 元 廣	社会福祉協議会会長	副会長
6	向井 青 一	社会福祉協議会事務局長	
7	梅津 史 紀	老人クラブ連合会会長	
8	伊藤 静 夫	身体障害者福祉会会長	
9	鳥澤 ますみ	ボランティア協議会会長	
10	鈴木 八重子	稲取保育園園長	
11	鈴木 利 昌	行政（副町長）	会長
12	木田 尚 宏	行政（住民福祉課参事）	
13	宮原 崇 敏	行政（地域包括支援センター）	
14	中 村 忍	住民福祉課福祉係	
15	遠藤 雅 英	社会福祉協議会	
16	土屋 雅 史	社会福祉協議会	

5 用語解説

【あ行】

NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

【か行】

共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

協働

市民、市民活動団体、社会福祉協議会、行政など複数の主体が役割や目標、責任を分担し、ともに力を合わせて活動すること。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

【さ行】

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

社会福祉協議会

住民やボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設、関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域福祉の推進を目的としてさまざまな活動を行っている民間組織。

障害福祉計画

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障がい者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障がいにより都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人をいう。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

世代間交流

各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

地域コミュニティ

地域住民の連携やふれあい活動を通して信頼関係を築きながら、住民の自立性を自らの責任において、住みよくしていく地域社会のこと。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

認知症高齢者

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがある。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がいのある方が社会生活をおくる上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は道路や建物の段差や仕切りをなくすことを言ったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁を含めて、それらを取り除くことを言う。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

P D C Aサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

福祉教育

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合う態度を育て、共に生きる人間の育成を目指すもの。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法にもとづき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、町や社会福祉協議会への協力を行うこととされている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

第4期東伊豆町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

発行年月：令和3年3月

編 集：東伊豆町住民福祉課 東伊豆町社会福祉協議会

東伊豆町住民福祉課

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354

電話：0557-95-1100 FAX：0557-95-5691

東伊豆町社会福祉協議会

〒413-0304 静岡県賀茂郡東伊豆町白田 306

電話：0557-22-1294 FAX：0557-23-0999
